

## 第5章 計画の推進

### 1. 各主体の役割

地球温暖化対策を着実に進めていくためには、県民、事業者、NPO等民間団体、行政の各主体が、互いに連携・協力した取組みを進めていくことが重要であり、以下のような役割が期待されます。

#### (1) 県 民

地球温暖化問題の多くは、日常生活から生じる環境への負荷がその一因となっていることから、それを自らの問題としてとらえ、地球温暖化防止の意識を一層高めるとともに、日常生活において積極的に地球温暖化防止の取組みを行っていくことが期待されます。

#### (2) 事業者

企業としての社会的責任の重要性から各種法令の順守はもとより、地球温暖化防止を意識した経営を進めることが必要です。また、行政や地域との連携により地球温暖化防止に関する活動に積極的に参画することが期待されます。

#### (3) NPO等民間団体

地域における地球温暖化防止活動に加え、専門的な知識や技術を活かした、行政ではできないきめ細やかな活動が期待されます。

#### (4) 市町村

地域住民に最も近い自治体として、きめ細かな地球温暖化対策を行うことができます。また、地域の異なった社会的、自然的条件に応じ、それぞれの特性にあった地球温暖化対策を行うことができます。

#### (5) 県

総合的かつ計画的な地球温暖化対策を実施するとともに、その成果を広く公表し、適切な進行管理を行います。また、自らも率先して地球温暖化防止のための行動を実践します。

## 2. 計画の進行管理

### (1) 温室効果ガス排出量の経年把握及び公表

温室効果ガスの削減目標の達成状況については毎年度、温室効果ガス排出量の実績を把握し、対策の実施状況とともに報告書を作成して公表します。なお、「岐阜県地球温暖化防止推進計画」に定めた2010（平成22）年度までに1990（平成2）年度比6%削減という目標の達成状況については、本計画の進行管理の中で把握することとします。

### (2) 計画の見直し

中期目標年度の間年度である2015（平成27）年度に、目標達成状況を踏まえて本計画の見直しを行います。なお、地球温暖化防止に関する国内外の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認められる場合には、適宜本計画の見直しを行います。